

# 業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

## 1 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度 浜松市働く女性のためのリスキリング等講座開催業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 履行場所 受託者が手配した場所等
- (4) 契約上限金額 1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 業務内容

### (1) 業務目的

市内で就業中の女性を対象としたリスキリング講座やキャリア形成を考える研修を実施することにより、採用が困難なデジタル人材の社内育成とキャリアデザインによる将来への目標設定や自己実現の促進を通じた今後のキャリア形成を図り、本市での継続的な活躍の促進と市外への人材流出の抑制につなげる。

### (2) 業務内容

#### ア リスキリング講座

デジタルスキル向上を中心とした連続講座を実施する。具体的な講座内容、実施時期、実施回数、スケジュール、想定するターゲット、その他工夫した点等を提案すること。

- (ア) 対象：市内で勤務する就業中の女性（使用者、従業員を問わない。また、男性が希望すれば参加可能とする）
- (イ) 定員：20名
- (ウ) 方法：対面（オンライン受講可とする）
- (エ) 時期：委託者と協議の上決定
- (オ) 時間：提案による。1回あたりの時間及び時間帯とその設定理由を記載すること。
- (カ) 回数：提案による。合計15時間以上となるよう調整すること。
- (キ) その他：受講者用のPC・教材等受講に必要なものは全て受託者が用意すること。  
希望により、託児支援を行うこと。

#### イ キャリアデザイン研修

リスキリング講座の参加者に対し、ワーク・ライフ・バランスを意識した自分らしい働き方を目指し、今後のキャリア形成を考える研修を実施する。具体的な研修内容、実施時期、実施回数、スケジュール、その他工夫した点等を提案すること。

- (ア) 方法：対面（オンライン受講可とする）
- (イ) 時期：委託者と協議の上決定
- (ウ) 時間：提案による。1回あたりの時間及び時間帯とその設定理由を記載すること。
- (エ) 回数：1回以上

- (オ) その他：受講者用の PC・教材等受講に必要なものは全て受託者が用意すること。  
希望により、託児支援を行うこと。

ウ 本事業の効果的な周知・PR 及び集客

- (ア) 対象者に効果的に周知できる広報手段を提案し、実施すること。  
(イ) SNS、地域メディア、関係団体等との連携など、多様な広報手段を活用すること。  
(ウ) 事業周知のために効果的なチラシを作成すること。受託者が配布する部数以外に公共施設配布用として、1,000 枚を開催の 1 か月前までに委託者へ納品すること。  
(エ) 参加申込の受付、管理を行うこと。

3 目標値及び効果検証

実施後、受講者に対してアンケートを実施し、効果検証すること。なお、以下の項目については目標値を設定するが、目標値を達成できなかった場合にペナルティは設けないものとする。

- (1) リスキリング講座での技能習得度 80%以上（受講者が「スキルが向上した」と回答した割合）  
(2) キャリアデザイン研修での目標設定達成度 80%以上（受講者が「今後のキャリアパスが明確になった」と回答した割合）  
(3) 参加者の満足度 90%以上

4 提出物

No	提出書類名	提出時期	備考
1	業務予定表	契約締結時	-
2	業務責任者の届出書	契約締結時	-
3	業務実施計画書	契約締結時	任意様式
4	業務実施報告書	業務完了後	任意様式 以下を添付すること ・参加者一覧 ・講座及び研修で用いた教材等 ・当日の写真 ・アンケート集計結果
5	業務完了報告書	業務完了後	-
6	個人情報廃棄報告書	業務完了後	-
7	広報用チラシ	開催の 1 か月前まで	-

5 その他、本業務を実施するために必要な事項

- (1) 本業務の受講費は無料とすること。
- (2) 事業実施に必要な会場、機材及びアカウントライセンス等は受託者が用意することとし、有償契約を行う等必要な環境を整えること。
- (3) 本業務の受講者は就業中であることから、受託者は勤務先と良好な関係を築き、勤務先の都合に合わせてオンライン受講への切り替え等、柔軟な対応を行うこと。受講者に対して受講を強制せず、勤務先の事情を最優先とした対応を心がけること。
- (4) 事業報告書を作成し、提出すること。
- (5) 個人情報の取り扱いには十分注意し、関係法令を遵守すること。
- (6) 提供する教材等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (7) 本業務における新規作成の成果品についての著作権、著作権等は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- (8) 本業務における基本的な仕様は上記のとおりであるが、企画提案書の内容により、選定業者と協議し、一部変更する可能性がある。
- (9) 本事業の実施にあたり、参加者等から苦情等があった場合は受託者が迅速かつ適切に対応することとし、その内容と結果を遅滞なく委託者に報告すること。
- (10) ホームページを作成する場合の公開終了時のドメインの取扱いについて
  - ア 受託者は、本業務におけるホームページの公開に使用しているドメインについて、本契約の終了日から起算して1年を経過する日まで、当該ドメインの利用に係る権利を保持しなければならない。
  - イ 受託者は、遂行の間、当該ドメインにアクセスしてきた者に対し、委託者が指定するウェブサイトへのアクセスの転送又はサイトの公開が終了した旨の表示の措置を取らなければならない。
  - ウ ア及びイの履行に当たって必要な一切の費用は、受託者が負担するものとする。
- (11) 本事業の円滑な運営にあたり、市との連携を密にするとともに、契約書及び仕様書に定めない諸事項については、その都度、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。